(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)第13条の規 定に基づき、本市が使用する市・県民税納税通知書送付用封筒への広告掲載(以下「広 告掲載」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 広告主 要綱第4条第3項に規定する広告主をいう。
  - (2) 広告取扱者 要綱第4条第3項に規定する広告取扱者をいう。
  - (3) 広告内容 広告物で使用されている表現,文言,デザイン,色使い等をいう。 (広告掲載の基準)
- 第3条 封筒に掲載する広告は、宇都宮市広告事業掲載基準に定める基準に適合するもの でなければならない。

(広告掲載の位置等)

第4条 広告の掲載位置,規格,表示方法,掲載条件等は,募集のつど,市長が定めるものとする。

(契約の方法)

- 第5条 広告掲載に係る契約は、随意契約によるものとする。
- 2 広告掲載に係る予定価格は、宇都宮市契約規則(平成17年規則第12号)第26条 の規定により定めるものとする。

(広告主の募集)

- 第6条 広告主の募集は、市長がその期間及び対象、位置、枠数、掲載条件等を決定の上、 市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。ただし、市長が必要であると 認める場合には、個別に募集することができる。
- 2 広告掲載は、複数年分を一括して募集できるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、宇都宮市市・県民税納税通知書送付用封筒広告掲載申込書兼同意書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出しなけれ

ばならない。

(広告主の審査及び決定)

- 第8条 市長は、前条第1項の申込み(第11条第3項の規定により取り下げたものとみなされたものを除く。)があったときは、第3条に定める基準により、広告掲載の申込みをした者(以下「申込者」という。)について審査を行う。
- 2 決定は、前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者を対象として 行う。
- 3 審査対象となる申込者が2人以上あるときは、抽選により決定する。
- 4 市長は、広告主が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。
- 5 前項の通知は、決定となった申込者に対しては宇都宮市市・県民税納税通知書送付用 封筒広告掲載決定通知書(別記様式第2号)をもって、不決定となった申込者に対して は宇都宮市市・県民税納税通知書送付用封筒広告掲載不決定通知書(別記様式第3号) をもってするものとする。

(契約の締結)

- 第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、広告掲載に係る契約について、市長と締結できるものとする。
- 2 市長は、承諾をした後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はその おそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができ る。

(広告掲載料)

- 第10条 宇都宮市市・県民税納税通知書送付用封筒に広告を掲載するための料金(以下 「広告掲載料」という。)については、類似団体の市場価格等を勘案し、市長が決定す る。
- 2 前条第1項の規定に基づき市と契約を締結した広告主は、市長が定める期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。
- 3 第6条第2項の規定に基づき複数年による契約を締結した広告主は、別紙支払内訳書 に基づき広告掲載料を納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第11条 広告原稿は、市長が指定する方法により広告主の負担で作成し、市長が指定する期日までに電子記録媒体などにより提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、 修正期間を定め、修正を求めることができる。
- 3 前項の規定により市長が修正を求めたにもかかわらず、修正期間内に応じない場合に は、申込みを取り下げたものとみなす。

(封筒の発送時期及び発送数)

- 第12条 広告を掲載した封筒の発送日は、市長が定めるものとする。
- 2 広告を掲載した封筒の発送数は、印刷した数量以内で市が使用した数とする。 (広告掲載の取消し)
- 第13条 要綱第8条第3号に規定する市長が適切でないと判断するときは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 広告掲載料が第10条第2項の市長が定める期日までに納付されないとき。
  - (2) 広告掲載の原稿が指定する期日までに提出されないとき。
  - (3) 広告主又は広告取扱者が、第11条第2項の規定による広告物の内容等の変更に係る市長の要求に応じないとき。
  - (4) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
  - (5) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき。
- 2 要綱第8条第3号に規定する契約の解除及び許可の取消しがあった場合,市長は, 第8条第5項に規定する不決定となった申込者の中から契約することができる。

(広告主の責任)

- 第14条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担 において解決するものとする。
- 3 広告主及び広告取扱者は、市税を完納しているものでなければならない。
- 4 広告主又は広告取扱者は、第8条第5項の規定により掲載の決定を受けた広告掲載の 権利を譲渡してはならない。

(申込み停止)

第15条 広告主が第13条第1項各号のいずれかに該当したとき又は広告主の決定後に おいて広告掲載を辞退したときは、当該広告主は当該年度において第7条の規定による 申込みを行うことができないものとする。

(広告掲載料の還付)

- 第16条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。 (補則)
- 第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則
- 1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 宇都宮市納税通知書送付用封筒広告掲載取扱要領は廃止する。

## 様式第1号

宇都宮市市 · 県民税納税通知書送付用封筒広告掲載申込書兼同意書

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長 佐藤 栄一

申込者 住 所 (法人の場合は所在地)

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)

(A)

担当者

電 話

FAX

宇都宮市市・県民税納税通知書送付用封筒広告掲載取扱要領の規定に基づき,次のとおり申し込みます。なお、申込みに際しましては、納税状況を確認することに同意します。

1 広告掲載媒体

令和 年度宇都宮市市·県民税納税通知書送付用封筒

- 2 添付資料
  - ・申込者の組織概要

## 様式第2号

宇都宮市市 · 県民税納税通知書送付用封筒広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

令和 年 月 日付で申込みのありました、宇都宮市市・県民税納税通知書送付 用封筒広告掲載について、次のとおり決定したので通知いたします。

- 1 広告掲出する場所
- 2 広告掲載料

円

3 その他

この決定があった日から2週間以内に掲載原稿を提出してください。

## 様式第3号

宇都宮市市・県民税納税通知書送付用封筒広告掲載不決定通知書

令和 年 月 日

様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

令和 年 月 日付で申込みのありました、宇都宮市市・県民税納税通知書送付 用封筒広告掲載について、次のとおり不決定したので通知いたします。

○ 不決定の理由

## 支払内訳書

	区 分	金	額	備	考
令和	年度宇都宮市市・県民税送付用封筒分		円		
令和	年度宇都宮市市・県民税送付用封筒分		円		
令和	年度宇都宮市市・県民税送付用封筒分		円		
	計				